

第132期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び

当該体制の運用状況の概要

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(計算書類)

株主資本等変動計算書

個別注記表

〔 2018年4月1日から
2019年3月31日まで 〕

株式会社 **滋賀銀行**

上記の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当行ウェブサイト（<https://www.shigagin.com/investor/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権 等を有する者 の人数
取締役 (注 1)	①名称	第 1 回新株予約権	5 名
	②新株予約権の割当日	2013 年 8 月 20 日	
	③新株予約権の数	283 個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式 5,660 株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013 年 8 月 21 日～2043 年 8 月 20 日	
	⑥権利行使価額 (1 株当たり)	1 円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	
取締役 (注 1)	①名称	第 2 回新株予約権	7 名
	②新株予約権の割当日	2014 年 8 月 20 日	
	③新株予約権の数	331 個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式 6,620 株	
	⑤新株予約権の行使期間	2014 年 8 月 21 日～2044 年 8 月 20 日	
	⑥権利行使価額 (1 株当たり)	1 円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	

- (注) 1. 社外役員を除く
 2. 2018 年 10 月 1 日付で 5 株を 1 株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権 等を有する者 の人数
取締役 (注1)	①名称	第3回新株予約権	7名
	②新株予約権の割当日	2015年8月20日	
	③新株予約権の数	323個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式 6,460株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月21日～2045年8月20日	
	⑥権利行使価額(1株当たり)	1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	
取締役 (注1)	①名称	第4回新株予約権	8名
	②新株予約権の割当日	2016年8月19日	
	③新株予約権の数	546個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式 10,920株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月20日～2046年8月19日	
	⑥権利行使価額(1株当たり)	1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	

- (注) 1. 社外役員を除く
2. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (注1)	①名称	第5回新株予約権	9名
	②新株予約権の割当日	2017年8月18日	
	③新株予約権の数	499個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式 9,980株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月19日～2047年8月18日	
	⑥権利行使価額(1株当たり)	1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	
取締役 (注1)	①名称	第6回新株予約権	9名
	②新株予約権の割当日	2018年8月20日	
	③新株予約権の数	500個	
	④目的となる株式の種類及び数	当行普通株式 10,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	2018年8月21日～2048年8月20日	
	⑥権利行使価額(1株当たり)	1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。	

- (注) 1. 社外役員を除く
2. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（2015年3月23日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

新株予約権の割当日	2015年3月23日
新株予約権の数	2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数
目的となる株式の種類及び数	普通株式 6,796,941株
1株あたりの転換価額	29.425米ドル
行使期間	2015年4月7日から2020年6月9日まで
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル

(注) 2019年6月26日開催の定時株主総会において、第132期（2019年3月期）の期末配当額を1株につき22円50銭とする剰余金の処分議案を上程する予定であります。

本議案の承認をもって、第132期（2019年3月期）の年間配当額が決定され、2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）の転換価額調整条項に従い、2019年4月1日に遡って「1株あたりの転換価額」が29.425米ドルから29.278米ドルに調整されます。また、調整後の「目的となる株式の種類及び数」は普通株式6,831,067株となります。なお、当行は2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しておりますので、株式数及び1株当たりの転換価額は当該株式併合後の数値を記載しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は、滋賀県に本拠を置く地方銀行として、伝統ある近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を継承した行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」をCSR（企業の社会的責任）の原点とし、経営理念に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄に努めております。この考え方にに基づき、当行グループは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。

また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行っております。

① 当行及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当行及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行グループは、コンプライアンス体制の整備、並びに規程類の制定、使用人の教育訓練を行い、グループ全体としてのコンプライアンス体制を構築しております。

当行の経営管理部はコンプライアンス統轄部署として、グループ会社のコンプライアンス体制の整備、規程類の制定、使用人の教育や訓練に、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の総合企画部及び所管部はグループ会社における日常のコンプライアンス実施状況を把握し、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の監査役及び監査部は、当行グループの健全かつ適正な業務運営に資することを目的に監査を実施しております。

また、当行グループでは全ての役職員が利用できる「内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）」を整備しております。

当行グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断し、断固として排除するための体制を整備しております。

② 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しております。

③ 当行及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っております。

リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。

グループ会社のリスク管理に関しては、当行の総合企画部がリスク管理規程に基づき、各リスク所管部と連携し、その保有するリスクに応じて適切に管理を行っております。

当行の総合企画部はグループ会社からの報告、もしくは銀行のモニタリング等の結果に基づき、リスクの状況を適切に把握し、それが銀行の経営に重要な影響を与えると判断した場合は常務会及び必要に応じて取締役会に報告を行う体制を整備しております。

④ 当行及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行グループでは、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定めております。また、当行では取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しております。

役付取締役については、担当業務を定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

中期経営計画において連結での経営指標を掲げ、グループとしての効率化に努めております。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しております。

当行グループは「関連会社管理・運営規程」を定め、コンプライアンス、顧客保護、リスク管理等について、グループ横断的に統一された管理体制の構築を目指しております。

グループ会社の代表取締役は全部課店長会やCSR委員会等の重要な会議に出席しております。

当行の監査役及び監査部はグループ会社に対して定期的に業務監査を行っております。

グループ会社に対し、四半期ごとの財務・業績の概況ならびに決算状況の他、当行が求めた場合には一定の事項を報告することを義務付けております。

⑥ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当行は監査役の職務を補助する業務執行取締役から独立した使用人を常設し、監査役の職務を遂行するために十分な体制を構築しております。

監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしております。

監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定めております。

⑦ 当行の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人(これらから報告を受けた者を含む)が当行監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の監査役は当行グループの経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保するため、各企業の主要な会議にも出席しております。

また、当行監査役は当行代表取締役と定期的な意見交換会を開催しております。

グループ会社で作成する稟議書やその他の重要な報告は当行監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しております。

当行グループでは全ての役職員が利用できる内部通報制度(コンプライアンスヘルプライン)を整備しており、通報内容は当行監査役に報告されます。

なお、通報したことを理由に不利益扱いを行うことは禁止されております。

⑧ 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について会社法第 388 条に基づき費用の前払いの請求等をしたときは、その職務に必要なないと認める場合を除き、速やかに支払う方針を定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

6カ月毎に定めたコンプライアンス・プログラムに従い、マネー・ローンダリング防止、サイバーセキュリティに関するリテラシーの向上及び高齢者との取引に関する研修を実施し、職員意識の向上等に努めました。

また、金融庁ガイドラインに基づいた AML/CFT(アンチマネー・ローンダリング/テロ資金供与対策)態勢の整備に努めました。

② リスク管理体制

当行は「リスク管理規程」に基づき、戦略目標をふまえた具体的なリスク管理に係る方針である「自己資本管理ならびにリスク管理の方針」を、半期毎に取締役会において決議しております。

また、ALM委員会を6回開催し、各種リスクの状況を確認するとともに、自己資本比率規制をはじめとした各種規制指標やリスク量の状況について取締役会に4回報告しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は取締役会を 13 回開催いたしました。また、取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を委任されている常務会を 62 回開催いたしました。

なお、当行の役付取締役については、担当行務、担当エリアを定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

④ 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

各グループ会社の代表取締役は当行の全部課店長会、CSR委員会に出席しております。

また、当行の役付取締役とグループ会社の代表取締役が出席する関連会社社長会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議しております。

加えて、当行監査役及び監査部が各グループ会社に対する業務監査を実施し、当行グループにおける業務の適正を確保するための体制構築に努めております。

⑤ 監査役の職務執行について

当行の監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行っており、内部監査部門、会計監査人とも定期的かつ必要に応じて意見交換・情報交換を実施し、監査の実効性を高めました。

また、代表取締役との積極的な意見交換を定期的実施しております。

〔
2018年4月1日から
2019年3月31日まで
〕
連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,536	197,201	△3,476	251,339
当期変動額					
剰余金の配当			△2,212		△2,212
親会社株主に帰属する当期純利益			14,681		14,681
自己株式の取得				△2,476	△2,476
自己株式の処分			△5	30	25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	12,462	△2,445	10,017
当期末残高	33,076	24,536	209,664	△5,921	261,356

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	144,872	△1,436	11,357	1,647	156,440	125	407,905
当期変動額							
剰余金の配当							△2,212
親会社株主に帰属する当期純利益							14,681
自己株式の取得							△2,476
自己株式の処分							25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14,258	△2,458	—	1,018	△15,698	4	△15,694
当期変動額合計	△14,258	△2,458	—	1,018	△15,698	4	△5,677
当期末残高	130,613	△3,895	11,357	2,665	140,741	129	402,227

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社 9社

会社名

しがぎんコンピュータサービス株式会社
しがぎんビジネスサービス株式会社
株式会社しがぎん経済文化センター
株式会社滋賀ディーシーカード
しがぎんリース・キャピタル株式会社
しがぎん代理店株式会社
株式会社しがぎんジェーシービー
しがぎんキャッシュサービス株式会社
滋賀保証サービス株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社等の名称

しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合
しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合
しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合

しがぎん地域企業の持続的成長につなげる本業支援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合
しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合
しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合

しがぎん地域企業の持続的成長につなげる本業支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 9社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- ③ 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,347百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。

追加情報

（固定資産の譲渡）

当行は固定資産の譲渡を決定し、2019年3月15日に売買契約を締結いたしました。

譲渡等の概要は、以下のとおりであります。

（1）譲渡の理由

当行は、経営資源の有効活用を図るため保有資産の見直しを行い、当該資産を譲渡することといたしました。

（2）譲渡資産の内容及び譲渡先の概要

滋賀県外の営業用資産（1か所）を譲渡いたします。

また、譲渡先につきましては、国内の事業法人となります。なお、当行と譲渡先の間には、取引関係はありますが、特筆すべき資本関係・人的関係はなく、当行の関連当事者にも該当いたしません。

（3）譲渡の日程

売買契約締結日 2019年3月15日

引渡・決済時期 2019年11月末日までに履行予定

（4）当該譲渡の損益に与える影響

2020年3月期に特別利益（固定資産処分益）49億円の計上を見込んでおります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社の株式(及び出資金)を除く) 529 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 429 百万円、延滞債権額は 38,333 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 112 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 13,735 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 52,610 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 12,747 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	620,591 百万円
その他資産(リース投資資産)	757 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	14,997 百万円
債券貸借取引受入担保金	218,995 百万円
借 用 金	341,788 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産(中央清算機関等差入証拠金) 29,829 百万円及び有価証券 11,016 百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金 446 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、945,525 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が884,841 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が行う申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参照する等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	9,460 百万円
--	-----------

10. 有形固定資産の減価償却累計額 46,790 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,572 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
13. 新株予約権付社債は、実質破綻時免除特約及び劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は31,261 百万円であります。
15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 69 百万円
16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 11,199 百万円及び金銭の信託運用益 32 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損 1,454 百万円、貸出金償却 798 百万円、株式等償却 370 百万円及び金銭の信託運用損 230 百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	53,090	—	—	53,090	(注)
合 計	53,090	—	—	53,090	
自己株式					
普通株式	1,025	938	9	1,954	(注)
合 計	1,025	938	9	1,954	

(注) 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しており、当該株式併合が当連結会計年度期首に行われたと仮定して株式数を記載しております。なお、当連結会計年度中の自己株式の増加は単元未満株式の買取り及び自己株式立会外買付取引による増加、当連結会計年度中の自己株式の減少はストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘 要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		129		
	合 計			—		129		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,171百万円	4円50銭	2018年 3月31日	2018年 6月27日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	1,041百万円	4円00銭	2018年 9月30日	2018年 12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,150百万円	利益剰余金	22円50銭	2019年 3月31日	2019年 6月27日

上記については、2019年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として上程しております。

また、2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しておりますので、1株当たり配当額は株式併合後の配当額を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(以下「当行」という)は、滋賀県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しております。

当行の中核をなす銀行業務としては、顧客からお預かりした預金や金融市場等からの借入等により調達した資金を、営業エリア内の顧客に対する貸出金及び有価証券投資等で運用しております。

この業務を行うため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利益が生じることがないように、資産・負債の総合管理(以下「ALM」という。なお、ALMは、Assets Liabilities Managementの略)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として営業エリア内の顧客に対する貸出金であり、顧客の財務状況の悪化等によって当該資産の価値が減少又は消失し損失を被る信用リスクに晒されております。なお、当行の国内貸出金ポートフォリオは、特定業種に係る環境変化による信用リスクの顕在化を排除すべく、業種の分散を心がけております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託を保有しており、対顧客販売目的、純投資目的及び政策投資目的に区分しております。これらは、金利や為替、株価等の市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや発行体の信用リスクに晒されております。

また、外貨建の貸出金及び債券については、上記リスクに加え、為替変動リスクに晒されておりますが、外貨預金、通貨スワップ、レポ取引あるいはコール取引等で外貨資金を調達することで、当該リスクを抑えた運用を行っております。

金融負債は、主として顧客の預金のほか、借入金や新株予約権付社債等があります。借入金及び新株予約権付社債は、一定の環境下で当行が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金を確保できない、あるいは、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクに晒されております。また、一部は変動金利での借入を行っており、金利の上昇に伴う調達コストの増加により損失を被るリスクに晒されております。

当行では、顧客ニーズへの対応及び当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。これらのうち一部の取引については、金融商品会計に関する実務指針等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づきヘッジ会計を適用しております。

また、短期的な売買を行う取引については、ポジション限度や損失限度額を設けたうえで、債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引を行っております。

これらのデリバティブ取引には、市場リスクや信用リスクが内包されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、業務運営上、そのリスクの大きさや範囲から信用リスクを最も重要性を持つリスクとして認識し信用リスクに関する規程や基準書等を定めるとともに、基礎的内部格付手法に基づく格付制度を

整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っております。

特に、格付制度については、経営管理部が、その運用状況の検証結果を常務会等に報告するなど、適切な格付自己査定を実施する体制を整備しております。

また、個別与信管理については、「融資業務基本規程」を制定し、貸出金業務に携わる全従業員が遵守すべき考え方や行動規範を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各役職員が、公共性・安全性・収益性・流動性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を確立しております。具体的には、企業(又は企業グループ)あるいは個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部により行われております。

海外向け信用供与については、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等を勘案のうえ、事業年度ごとに常務会で国別の限度額を設定し、管理しております。

有価証券等の市場性取引にあたって、債券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引や資金取引のカウンターパーティーリスクについては、半期ごとに常務会で限度額を設定し、信用状態や市場価格を日次で管理するとともに、定期的に常務会等へ報告する体制を整備しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク管理の高度化及び内部管理の堅確化を図り、経営の健全性を確保する目的で「市場リスク管理規程」を定めるとともに、安定した収益を確保するため、半期ごとに財務プラン及びリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理体制の構築に努めております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、銀行の業務運営上不可避に発生するものであり、預金、貸出金、有価証券等の全ての資産・負債(オフ・バランス取引を含む)について、ALMの観点より総合的に管理しております。

リスク管理方法や報告手続については、「市場リスク管理規程」や「各種基準書」を定め、VaR及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

為替変動リスクについては、為替リスクがある持高を管理するため常務会で持高限度額を設定し、為替取引や通貨スワップなどのデリバティブ取引を用いて持高をコントロールしております。

また、VaRによるリスク許容量を設定し、リスク量はその範囲内に収まっていることを日次で管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行では、有価証券等の取引に係る価格変動リスクを厳格に管理するため、組織を市場取引部門、事務管理部門、リスク管理部門に分離しております。

有価証券等の市場性取引については、財務プラン及びリスク管理方針に基づき、全行的なリスクとリターンを勘案したうえ、市場部門で業務運営計画を策定しております。

投資にあたっては、上記の方針及び計画に基づき、ポジション額や損益のほか、VaRや金利感応度を算出するとともに、定められたリスク許容額等の各種限度額の遵守状況を日次で管理しております。

(iv) デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ

れ分離し内部牽制を確立しております。なお、当行のデリバティブ取引の大半は、ヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引であり、保有する資産・負債等と市場リスクが相殺されるように管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、市場リスクのうち金利リスク及び株価変動リスクについて、統計的な手法である VaR によりリスク量を定量的に把握するとともに、定期的に ALM 委員会等へ報告するなど、適切にモニタリング・管理しております。なお、リスク量の計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 1 年、信頼区間 99%、観測期間 2 年）を採用しております。

(金利リスク)

当行では、「貸出金」、「有価証券」、「預金」をはじめとする全ての資産・負債並びにデリバティブ取引を対象として、金利リスクを計測しております。

当連結会計年度末における当行の金利リスク量は、5,753 百万円であります。

なお、普通預金等の流動性預金については、その一部を長期間銀行に滞留する預金として扱い、内部モデルに基づき各期間帯へ割り振り、金利リスクを認識しております。

(株価変動リスク)

政策投資及び純投資を目的とする株式を保有しておりますが、当連結会計年度末における株価変動リスク量は、70,288 百万円であります。

(バック・テスト等)

当行では、VaR により計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaR を損益と比較するバック・テストを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaR は過去の相場変動に基づき統計的に計測するため、前提条件や計測手法等によって異なる値となるほか、市場環境が激変する状況下ではリスクを適切に捕捉できない可能性があります。

なお、連結される子会社が保有する金利リスク及び株価変動リスクは、当行に与える影響が軽微であることから、市場リスク量算出の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、正確な資金繰りの把握及び資金繰りの安定に努めることを基本方針として「流動性リスク管理規程」を定め、適切なリスク管理体制の構築を図っております。

日常の資金繰りについて、金融環境、資金化可能な流動資産の保有状況、予想される資金流出額などの状況を把握、管理するとともに、定期的に資金繰りに関する状況等を ALM 委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。

また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	811,032	811,032	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	7,744	7,744	—
その他有価証券	1,338,171	1,338,171	—
(3) 貸出金	3,779,056	—	—
貸倒引当金(※1)	△26,421	—	—
	3,752,635	3,777,053	24,418
資 産 計	5,909,582	5,934,001	24,418
(1) 預金	4,849,187	4,849,487	300
(2) 譲渡性預金	84,955	84,957	2
(3) コールマネー及び売渡手形	49,989	49,989	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	218,995	218,995	—
(5) 借入金	367,480	367,819	339
負 債 計	5,570,607	5,571,249	642
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	357	357	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,603)	(5,603)	—
デリバティブ取引計	(5,246)	(5,246)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年未満）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。

また、市場価格のないものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期

間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金(消費者ローン等)については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期預金及び譲渡性預金のうち、預入期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間(1年以上)のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似して

いると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結される子会社の借入金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	3,871
組合出資金等(※3)	2,230
合 計	6,102

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

※2 当連結会計年度において、非上場株式について86百万円減損処理を行っております。

※3 組合出資金等については、組合財産が非上場株式等で構成されるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	777,817	—	—	—	—	—
有価証券(その他有価証券のうち満期があるもの)	220,197	226,901	133,105	50,599	81,025	363,368
貸出金(※)	889,025	752,316	557,491	346,657	396,575	770,012
合 計	1,887,040	979,218	690,597	397,257	477,600	1,133,380

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等償還予定額が見込めない38,762百万円、期間の定めのないもの28,213百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	4,486,424	342,593	20,169	—	—	—
譲渡性預金	84,755	200	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	49,989	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	218,995	—	—	—	—	—
借入金	344,579	2,341	523	20,035	—	—
合 計	5,184,744	345,134	20,692	20,035	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△145

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	219,734	50,493	169,240
	債券	797,109	782,976	14,133
	国債	227,405	220,895	6,510
	地方債	216,256	213,780	2,475
	社債	353,448	348,300	5,147
	その他	131,087	128,852	2,235
	小計	1,147,932	962,323	185,609
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	6,268	7,389	△ 1,120
	債券	59,479	59,743	△ 263
	国債	34,892	35,099	△ 207
	地方債	613	614	△ 0
	社債	23,973	24,029	△ 55
	その他	124,892	126,913	△ 2,021
	小計	190,641	194,046	△ 3,405
合計		1,338,573	1,156,369	182,203

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	26,566	11,065	1,077
債券	118,614	3,506	16
国債	117,882	3,504	16
地方債	—	—	—
社債	731	1	—
その他	76,675	557	1,502
合計	221,856	15,129	2,596

6. 保有目的を変更した有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は284百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については連結決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については連結決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については連結決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2019年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	15,323	△15

2. 満期保有目的の金銭の信託(2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,863円37銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	282円24銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	249円42銭

(注) 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。当該株式併合が2018年度の期首に行われたと仮定して、1株当たりの純資産額、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定しております。

(リース取引関係)

貸主側

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	16,964百万円
見積残存価額部分	476百万円
受取利息相当額	<u>△1,573百万円</u>
リース投資資産	15,867百万円

②リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

1年以内	350百万円
1年超2年以内	360百万円
2年超3年以内	360百万円
3年超4年以内	335百万円
4年超5年以内	215百万円
5年超	10百万円

リース投資資産

1年以内	5,344百万円
1年超2年以内	4,349百万円
2年超3年以内	3,249百万円
3年超4年以内	2,218百万円
4年超5年以内	1,156百万円
5年超	645百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 29 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、2018年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当行の取締役5名	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)	普通株式 5,660株	普通株式 6,620株	普通株式 6,460株
付与日	2013年8月20日	2014年8月20日	2015年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2013年8月21日～ 2043年8月20日	2014年8月21日～ 2044年8月20日	2015年8月21日～ 2045年8月20日

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当行の取締役8名	当行の取締役9名	当行の取締役9名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)	普通株式 10,920株	普通株式 9,980株	普通株式 10,000株
付与日	2016年8月19日	2017年8月18日	2018年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2016年8月20日～ 2046年8月19日	2017年8月19日～ 2047年8月18日	2018年8月21日～ 2048年8月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	7,420	8,320	8,040
権利確定	—	—	—
権利行使	1,760	1,700	1,580
失効	—	—	—
未行使残	5,660	6,620	6,460

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	2,955	—
付与	—	—	10,000
失効	—	—	—
権利確定	—	2,955	7,500
未確定残	—	—	2,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	13,160	8,865	—
権利確定	—	2,955	7,500
権利行使	2,240	1,840	—
失効	—	—	—
未行使残	10,920	9,980	7,500

②単価情報

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 2,820円	1株当たり 2,820円	1株当たり 2,820円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 2,640円	1株当たり 2,945円	1株当たり 3,170円

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 2,820円	1株当たり 2,820円	—
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 2,365円	1株当たり 2,785円	1株当たり 2,800円

(注)「権利行使価格」及び「付与日における公正な評価単価」は2018年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

①使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	2018年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	20.062%
予想残存期間 (注) 2	1年7か月
予想配当 (注) 3	1株当たり 40円
無リスク利率 (注) 4	△0.130%

(注) 1 1年7か月間(2017年1月21日から2018年8月20日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 過去10年間に退任した取締役の平均在任期間から現在の在任役員の在任期間を減じた期間の平均を予想在任期間とする方法により見積もっております。

3 2018年3月期の配当実績(2018年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合後の1株当たり配当額に換算)によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

第132期

〔 2018年4月1日から
2019年3月31日まで 〕

株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
					固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	164,593	13,596	187,724
当期変動額								
剰余金の配当							△ 2,212	△ 2,212
別途積立金の積立						10,200	△ 10,200	—
当期純利益							14,217	14,217
自己株式の取得								
自己株式の処分							△ 5	△ 5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	10,200	1,798	11,998
当期末残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	174,793	15,395	199,723

	株主資本		評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	△ 3,476	241,267	144,419	△ 1,436	11,357	154,339	125	395,732
当期変動額								
剰余金の配当		△ 2,212						△ 2,212
別途積立金の積立								
当期純利益		14,217						14,217
自己株式の取得	△ 2,476	△ 2,476						△ 2,476
自己株式の処分	30	25						25
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△ 14,372	△ 2,458	—	△ 16,831	4	△ 16,826
当期変動額合計	△ 2,445	9,553	△ 14,372	△ 2,458	—	△ 16,831	4	△ 7,273
当期末残高	△ 5,921	250,821	130,046	△ 3,895	11,357	137,508	129	388,459

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 12,347 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異: 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(固定資産の譲渡)

当行は固定資産の譲渡を決定し、2019年3月15日に売買契約を締結いたしました。

譲渡等の概要は、以下のとおりであります。

(1) 譲渡の理由

当行は、経営資源の有効活用を図るため保有資産の見直しを行い、当該資産を譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容及び譲渡先の概要

滋賀県外の営業用資産（1か所）を譲渡いたします。

また、譲渡先につきましては、国内の事業法人となります。なお、当行と譲渡先との間には、取引関係はありますが、特筆すべき資本関係・人的関係はなく、当行の関連当事者にも該当いたしません。

(3) 譲渡の日程

売買契約締結日	2019年3月15日
引渡・決済時期	2019年11月末日までに履行予定

(4) 当該譲渡の損益に与える影響

2020年3月期に特別利益（固定資産処分益）49億円の計上を見込んでおります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額 6,259百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は426百万円、延滞債権額は38,319百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は111百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,718百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利

息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,576百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,747百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	620,591 百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	14,997 百万円
債券貸借取引受入担保金	218,995 百万円
借 用 金	341,128 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産（中央清算機関等差入証拠金）29,829百万円及び有価証券11,016百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金446百万円が含まれております。

- なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、930,132百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が869,449百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定

資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参照する等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,460 百万円

- 10. 有形固定資産の減価償却累計額 45,835 百万円
- 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,572 百万円
- 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
- 13. 新株予約権付社債は、実質破綻時免除特約及び劣後特約付社債であります。
- 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 31,261 百万円であります。
- 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 69 百万円
- 16. 関係会社に対する金銭債権総額 17,242 百万円
- 17. 関係会社に対する金銭債務総額 18,666 百万円

(損益計算書関係)

- 1. 関係会社との取引による収益
 - 資金運用取引に係る収益総額 1,056 百万円
 - 役員取引等に係る収益総額 159 百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る収益総額 165 百万円
- 関係会社との取引による費用
 - 資金調達取引に係る費用総額 1 百万円
 - 役員取引等に係る費用総額 1,006 百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,835 百万円

2. 関連当事者との取引

① 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	滋賀保証サービス株式会社	所有直接 100.00%	債務被保証 役員の兼任	当行住宅ローン等に対する債務被保証(注)	810,018	—	—

(注) 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

② 役員及びその近親者

(単位：百万円)

氏名	議決権等の被所有割合	取引の内容 (注2)	取引金額	科目	期末残高	取引条件及び取引条件の決定方針
大道 みさを (注1)	—	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取	△2 0 0	証書貸付 未収収益	36 0	同人に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注1) 当行取締役会長大道良夫の配偶者であります。

(注2) 「取引の内容」欄の「資金の貸付(純額)」については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。

③ 役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容 (注3)	取引金額	科目	期末残高	取引条件及び取引条件の決定方針
大 洋 合 名 会 社 (注1)	—	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取	△4 0 0	証書貸付 前受収益	20 0	同社に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
株 式 会 社 ク サ ネ ン (注2)	—	資金の貸付(純額) 支払の保証(純額) 利息の受取 保証料の受取 手数料等の受取	△38 △36 1 0 0	証書貸付 支払承諾 見返 支払承諾 前受収益	66 46 46 0	同社に対する証書貸付の金利及び支払の保証に係る保証料は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注1) 当行取締役会長大道良夫の近親者が持分の100%を直接保有しております。

(注2) 当行取締役会長大道良夫及びその近親者が議決権の57%を直接保有しております。

(注3) 「取引の内容」欄の「資金の貸付(純額)」及び「支払の保証(純額)」については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	1,025	938	9	1,954	(注)
合 計	1,025	938	9	1,954	

(注) 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しており、当該株式併合が当事業年度期首に行われたと仮定して株式数を記載しております。なお、当事業年度中の自己株式の増加は単元未満株式の買取り及び自己株式立会外買付取引による増加、当事業年度中の自己株式の減少はストック・オプションの権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△145

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2019年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	5,753
関連法人等株式	—
合 計	5,753

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	218,373	50,428	167,945
	債券	797,109	782,976	14,133
	国債	227,405	220,895	6,510
	地方債	216,256	213,780	2,475
	社債	353,448	348,300	5,147
	その他	131,087	128,852	2,235
	小計	1,146,571	962,257	184,314
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	6,268	7,389	△ 1,120
	債券	59,479	59,743	△ 263
	国債	34,892	35,099	△ 207
	地方債	613	614	△ 0
	社債	23,973	24,029	△ 55
	その他	124,892	126,913	△ 2,021
	小計	190,641	194,046	△ 3,405
合計		1,337,212	1,156,304	180,908

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,756
その他	2,207
合計	4,964

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	26,566	11,065	1,077
債券	118,614	3,506	16
国債	117,882	3,504	16
地方債	—	—	—
社債	731	1	—
その他	76,675	557	1,502
合計	221,856	15,129	2,596

7. 保有目的を変更した有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は284百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	15,323	△15

2. 満期保有目的の金銭の信託(2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,488 百万円
有価証券評価損	5,051
退職給付引当金	3,867
減価償却費	1,388
未払事業税	219
その他	3,611
繰延税金資産小計	23,627
評価性引当額	△13,920
繰延税金資産合計	9,706
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△175
その他有価証券評価差額金	△50,861
繰延税金負債合計	△51,036
繰延税金負債の純額	△41,330

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,594円12銭
1株当たりの当期純利益金額	273円33銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	241円55銭

(注) 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。当該株式併合が2018年度の期首に行われたと仮定して、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。